

議 事 録

会議名	令和6年度第3回寒川町子ども・子育て会議		
開催日時	令和6年8月26日（月）10:00～10:45		
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階 第1会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>出席者：磯川委員長、高梨副委員長、小林委員、石井委員、藤崎委員、白岩委員、和田委員、菅原委員</p> <p>事務局：宮崎学び育成部長、 鳥海子育て支援課長、遠藤副主幹、高橋副主幹、 柏木主任主事、 加藤主査、熊倉主査 徳江保育幼稚園課長、川部副主幹 岡野学び推進課長</p> <p>欠席者：志賀委員、河村委員、杉山委員</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題	<p>(1) 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（構成案）</p> <p>(2) その他</p>		
決定事項	<p>議事録承認委員 小林委員、菅原委員に決定</p> <p>(1) 了承</p> <p>(2) その他（報告事項）</p>		
公開又は 非公開の 別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（構成案）</p> <p>【磯川委員長】</p> <p>議題1の第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（構成案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【事務局（遠藤副主幹）】</p> <p>それでは、議題（1）について説明させていただきます。右上に資料と記載されているものを御覧ください。</p> <p>第1章から第9章までの章立てで構成しておりますので、章ごとに説明させていただきます。</p> <p>それでは、1ページを御覧ください。ここから5ページまでが、第1章、計画の策定にあたってとなります。</p> <p>次に、2ページを御覧ください。1の計画策定の背景ですが、こ</p>		

ちらには、国の動きとしては、子ども・子育て新制度が開始され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等、親権者によるしつけでの体罰禁止、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてのこども基本法施行、そして、こども大綱の閣議決定があり、町としては、「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定があり、全国的に人口減少社会に歯止めがかからない状況の中で、町では人口がほぼ横ばいで推移している背景を記載し、第3期計画をこれからの子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された基本指針を踏まえ、全ての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しました旨を記載しております。

次に、2の計画の位置づけですが、こちらには、本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画であり、各年度の教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めるもので、第2期計画に引き続き、寒川町次世代育成支援対策行動計画と、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を包含するものである旨を記載しております。

なお、原案では、新・放課後子ども総合プランの終了に伴い、その行動計画も包含している旨の記載をなくしておりますが、第7章において、新たな行動計画として、放課後児童対策の推進に関する行動計画と定めることとしましたので、この行動計画も包含している旨を記載する方向で修正したいと考えております。

次に、3ページを御覧ください。こちらと4ページには、包含している計画の概要や計画の位置づけについて記載しております。

次に、7ページを御覧ください。ここから33ページまでが、第2章、子ども・子育てを取り巻く状況となります。

まず、8ページから18ページには、人口と世帯の状況、少子化の動向、就業の状況を記載しており、子どもの人口が減少し、少子高齢化が進んでいること、合計特殊出生率が令和3年度で1.26となっており、県を上回っていますが全国よりも低いということ、令和2年度の男性の未婚率が、30代、40代で、県、全国の未婚率より高くなっている一方、女性の未婚率は、全体的に、県、全国より低くなっていることなどを示しております。

なお、この部分につきましては、既存のデータを使用して事実をまとめたものであり、最終的な精査をしたいと考えている部分でもありますので、本日は構成などを御確認いただき、御意見を伺えたらと思います。

次に、19ページを御覧ください。ここから26ページまでに、第2期計画期間における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の各事業の状況を記載しております。1年間の数値によるものについては、令和5年度までを表記しております。

次に、27ページを御覧ください。ここから33ページには、第3期計画策定のために、昨年11月から12月にかけて実施したニーズ調査結果の概要を記載しております。

次に、35ページを御覧ください。ここから39ページまでが、第3章、第2期計画の評価となります。第2期計画に盛り込んだ事業について、令和2年度から令和5年度までの4年間の進捗状況について評価を行い、基本目標別に評価と主な課題などを整理いたしました。

内容的には、第1回の会議のときに御提示しました、令和5年度進行管理票を基本として作成しており、39ページの3、第2期計画の総括として、第2期計画に盛り込んだ事業の評価については、全95事業中65事業がA評価という結果でしたが、第1期計画の77事業を下回りました。

その要因の1つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業の実施が難しい時期があったということが挙げられます。徐々に利用者が回復してくるなど、コロナ禍前に近づきつつありますが、今後も新型コロナウイルス感染症の感染者数が増える時期があると考えられるため、本計画期間においても感染症の推移に留意しながら、実施していく必要がありますとまとめてあります。

次に、41ページを御覧ください。ここから44ページまでが、第4章、計画の基本的な考え方となります。

42ページを御覧ください。「のびのび　すくすく　家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、本計画においても、この基本理念を継承し、町全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでいくことといたします。

次に、43ページを御覧ください。ここでは、計画の基本的な視点について記載しております。

計画の基本的な視点につきましては、本計画においても、第2期計画と同様に、国が行動計画の策定に当たっての基本的な視点として示している10の視点である、子どもの視点、次代の親の育成という視点、サービス利用者としての視点、社会全体による支援の視点、仕事と生活の調和の実現の視点、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点、全ての子どもと家庭への支援の視点、地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点、サービスの質の視点、地域特性の視点を集約して、大きく3つの視点にまとめ直したもので

ございます。

国の視点をそのまま記載するよりも、町として解釈したうえで計画に臨む視点として、ある程度まとめたほうが分かりやすいのではないかという考えから、国が示す10の視点を網羅しながら、町の考えとして記載してございます。

次に、45ページを御覧ください。ここから71ページまでが、第5章、施策の推進となります。

ここでは、第2期計画と同様に、基本目標に対して定められた施策の基本的方向ごとに、この施策を推進するための事業を位置づけるという形でまとめてございます。

第3期において実施する事業は、全体で90、そして再掲が11ございますので、再掲を含めないと79事業でございます。廃止が9事業で、新規が5事業となっております。

廃止となったものの主な理由についてですが、第2期計画期間に事業が終了したため、本計画から新たな事業として実施するためで、新規のものとしては、48ページ、12番の親子関係形成支援事業、15番の子育て世帯訪問支援事業、49ページの18番の利用者支援事業（地域子育て相談機関）で、これらは量の見込みにおいて御説明した児童福祉法の改正により実施することとなったものでございます。

また、56ページ、42番の食生活改善推進事業、43番の学校教育における食育の推進につきましては、第2期計画の43番、学校給食の充実を事業完了による廃止とした際に、庁内で実施されている事業を精査したところ位置づけるべき事業がございましたので新たに加えたものでございます。

ここで資料の修正をお願いしたいものがございます。指標や事業名が変更となったものについては備考に変更すると表示することになっておりますが、記載が漏れてしまいました。該当事業と変更内容をお伝えいたしますので、お手数ではございますが、備考欄に変更と御記入いただきますようお願いいたします。

まず、46ページ、2番の保育所運営事業の指標です。こちらの指標を「定員に対する児童入園率」から「在園児童数が定員に達していない施設数」に変更しております。

次に、47ページ、9番、日中一時支援事業、こちらの指標を「事業所数」から「支給決定人数」に変更してございます。

次に、52ページ、28番、こちらの児童手当、指標から「支給率」を除いております。

また、その下の29番、小児医療費助成事業、こちらの指標から「助成対象者数」を抜いております。

次に、54ページ、35番、利用者支援事業（子ども家庭センタ

一型)でございます。こちらは事業名が「(母子保健型)」から「(子ども家庭センター型)」に変わっております。

次に、62ページ、事業番号57番、道路歩道等整備事業です。こちらの指標を「歩道設置及び未舗装道路整備延長」から「道路改良箇所」に変更しております。

次に、69ページ、事業番号79番です。こちらのひとり親家庭等医療費助成事業ですが、こちらの指標を「助成対象者数」から「周知率」に変更しております。

次に、70ページです。事業番号83番の重度障害者等医療費助成事業、こちらの指標を「給付率(申請に対する給付率)」から「周知率」に変更しております。

次に、73ページを御覧ください。ここから95ページまでが、第6章、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策となっております。

76ページから92ページには、前回の会議で御説明させていただきました各事業の概要と確保方策の考え方を記載しており、93ページ、94ページには、量の見込みなどではなく、推進に関する体制や円滑な実施の確保の内容を定めなければならないもの、任意の記載事項であるものを記載しております。

次に、97ページを御覧ください。ここから99ページまでが、第7章、放課後児童対策の推進に関する行動計画となっております。

放課後児童対策については、第2期計画では、町における新・放課後子ども総合プランの行動計画として、新・放課後子ども総合プラン行動計画を定めておりましたが、新・放課後子ども総合プランが令和5年度末で終了し、こども家庭庁と文部科学省の両省庁が放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、集中的に取り組むべき対策として、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的な放課後児童対策パッケージをまとめ、両省庁から、引き続き、計画的に放課後児童対策を推進するため、自治体の実情に応じて計画を策定し、放課後児童対策パッケージの内容を盛り込むこととされたいとの通知があったことから、第3期においては、この7章に、このパッケージの内容を盛り込んだ行動計画として、放課後児童対策の推進に関する行動計画を定め、本計画と一体的に策定することとしました。

町においては、98ページの四角2の町が取り組むべき内容に記載しております7つについて検討を進め、99ページの四角3、町の取り組みの具体的内容に定めている4つに取り組みます。

まず、1つ目の(1)、放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み量及び目標整備量等ですが、こちらは第6章の見込み量と確保方

策の再掲となっております。

2つ目の(2)、放課後子ども教室(ふれあい塾)、こちらの年度ごとの実施計画ですが、現在、全ての小学校でふれあい塾を実施できておりますが、実施回数が週1回から3回とばらつきがあるため、5校全てで週3回実施できるよう人員確保に努めてまいります。

次に、取り組みの3つ目(3)にあります、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施についても、同じ敷地内での実施ができてはおりますが、2つ目の取り組み同様、週5日の放課後子ども教室の実施を目指します。

取り組みの4つ目以降は、教育委員会と連携を図りながら具体的な方策を検討してまいります。

次に、101ページを御覧ください。ここから103ページまでが、第8章、子どもの貧困の解消に向けた対策となります。

第2期計画までは、子どもの貧困対策の推進に関する法律の市町村計画として定めておりましたが、本年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布されましたので、四角1の法律の引用部分を改めたり、子どもの貧困対策を子どもの貧困の解消に向けた対策に改めたりするなど、法改正に合わせた整理を行っております。計画に定めているよう努めるものとされているものについて変更がございませんでしたので、取り組みの内容としては第2期計画と同様になります。

町では従来から様々な事業に取り組んでいますが、子どもの貧困の解消に向けた対策に特化したものではなく、経済的支援、教育の支援、生活の支援の3つの支援について、県の事業も含めて相互に連携しながら取り組んでおり、103ページに掲げている事業がその内容になります。

次に、105ページを御覧ください。ここと106ページが、第9章、計画の推進体制となります。

そして最後に、107ページ以降が資料編となりますが、108ページに記載の1から3の資料が付く予定でございます。

なお、今後、表記のゆれ、誤字脱字、集計誤りがないかなど最終的な精査を行い、本日の御意見を踏まえまして、パブリックコメントの実施に向けた案を作成してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

【磯川委員長】

何か質問はございますか。

【藤崎委員】

2点、確認をお願いします。

1点目は計画策定の背景についてです。第2期計画では『「子ど

もの最善の利益」が実現される社会を目指す』という文言が使われていましたが、第3期計画ではその文言がなくなっており、法律が変わったことや量的な話が書かれています。今後は、大人が環境を整備して、それに合った子どもを育てるというよりは、子どもの最善の利益を中心に子どもが主体的に育っていく環境を整えていくことになるかと思います。量の確保だけでなく、質についても考えていくことが、子ども・子育て新制度の理念だと思いますので、そのあたりの文言も入れてくれたら嬉しいです。

2点目は新型コロナウイルス感染症についてです。コロナの影響で人数が思ったより増えなかったという評価のため、後の5年はそこに対策をして従来どおりの計画値になっています。コロナの影響については、全てが止まった時期、少し緩やかにスタートした時期、気にはしているけれども動いているウイズコロナの時期のように変化がありました。5年後はおそらくコロナがいつ流行って、そのときどういう行動をしていたか忘れてしまうかだと思いますので、なぜこの人数にしたのか、なぜそういう判断をしたのか分かるように、その背景や根拠、言葉の定義があるといいなと思いました。また、評価にはコロナウイルスについて書かれています。計画には何も書かれていません。事業者はコロナ等の災害があっても事業を継続できるようにBCPを作っていますので、行政も同じように、コロナ等の災害があった際には、大事な事業は止めずに継続できるように準備をしています、といったことが書かれていると、計画値を従来どおりの考え方で算出している根拠が分かるかなと思いました。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

まず1点目の質的な部分も入れてほしいということについては、検討したいと思います。

2点目について、評価でAが減ってしまった部分については、コロナで通常どおり事業を実施できない時期があったため、という説明になっております。藤崎委員が仰っているコロナの影響の変化については触れていませんが、コロナが流行りだした時期等、コロナ自体の動きも書いておいた方がいいということでしょうか。

【藤崎委員】

何年か後に事情を知らない人が読んでも分かるように書いておいた方がいいと思います。「感染拡大があったので人が集まりませんでした」と「感染拡大があったので事業自体が開催できませんでした」では意味合いが異なりますので、事業そのものを止めなければならなかった時期、事業を実施したけれども住民の行動として難しかった時期、注意しながらも動いている時期等、その流れを文書として残しておけば、事情を知らない人が読んでも理解しやすいかなと思いました。

【磯川委員長】

藤崎委員の意見に皆さんもうなずいていましたので、このままでいくのか、変更した方がいいのか、事務局の方で再検討していただければと思います。

ほかに質問はございますか。

【菅原委員】

児童手当や医療費助成等、指標を見直されているものがありますが、支給率や助成対象者数を抜いて、周知率だけになっている理由を教えてください。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

支給人数についてはコントロールできない部分ですので、指標とすることは難しいと思います。児童手当については法律で決まっております、「児童手当がもらえるんですよ」「こういう手続きをしてくださいね」と漏れなく伝えることが大事ですので、今回の指標といたしました。

【磯川委員長】

ほかに質問はございますか。

【藤崎委員】

98ページの2の町が取り組むべき内容に、学校施設の活用に関する具体的な方策や、福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策と書かれていて、99ページには、今後、具体的な取り組みを検討しなければなりません、と書かれています。今後、子ども・子育て会議に教育委員会の方が出席される等、同じ場所で話し合いができる機会があるということでしょうか。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

内部で検討するのではなく、この場でご意見を聞きながら検討する形とする場合、教育委員会の出席もあり得ると考えております。

【藤崎委員】

この会議で結論を出して、教育委員会に話を持って行って「無理です」で終わってしまっただけでは、ここで話し合ったプロセスが無駄になってしまいますので、最初からお互いのできることでできないことを、一緒に協議をしていただいたほうがいいと思います。もともと新・放課後子ども総合プランは厚生労働省や文部科学省からの発信ではなく、内閣府が主導で「一緒に作りましょう」という形で始まったものだったと思います。寒川町でも教育委員会と一緒に考える場があると、より効率よく進むのではないかと考えておりますので、前向きに御検討いただけるとうれしいです。

【磯川委員長】

放課後子ども総合プランについては、文部科学省やこども家庭庁

	<p>ではなく、内閣府でよろしかったでしょうか。</p> <p>【事務局（鳥海子育て支援課長）】 通知などは、こども家庭庁と文部科学省の連名で出ています。</p> <p>【磯川委員長】 いろいろな意見が出ましたので、検討していただいて、よりよい計画にしてもらいたいと思います。</p> <p>(2) その他</p> <p>【磯川委員長】 それでは、議題の2のその他について、何かございますか。</p> <p>【事務局（遠藤副主幹）】 今後の予定について、お話しさせていただきます。次回の第4回の会議につきましては、10月7日の月曜日、時間と場所につきましては、今日と同じこちらの会場で時間は10時からとなりますので、またよろしく願いいたします。</p> <p>【磯川委員長】 本日の議題は以上といたします。議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは事務局にお返しいたします。</p> <p>【事務局（鳥海子育て支援課長）】 本日はスムーズなご審議をいただき、誠にありがとうございました。次回の会議では、計画案を提示して、11月上旬から12月上旬まで実施予定となっているパブリックコメントの実施案についてご意見をいただければと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和6年度第3回寒川町子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
配付資料	・第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（構成案）
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	小林委員、菅原委員（令和6年9月19日確定）